

国民健康保険に加入する方へ

資格情報のお知らせまたは資格確認書が届きます

健康保険証の利用登録をしているマイナンバーカード（マイナ保険証）の登録状況に応じて、8月1日から使用できる新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が7月中に届きます。

70～74歳の方には医療機関で受診する際の自己負担割合（2割または3割負担）を記載しますのでご確認ください。

▶問合せ 保険医療課（市役所内線1061）



詳しくはこちら



医療機関を受診するときはマイナ保険証が便利です。

マイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」が届きます。ただし、70歳未満の方ですでに「資格情報のお知らせ」をお持ちの方は、引き続き使用できますので新たな交付はありません。医療機関を受診するときは、マイナ保険証を提示してください。

マイナ保険証をお持ちでない方

対象者全員に「資格確認書」が届きます。8月1日以降に医療機関を受診するときは、新しい資格確認書を提示してください。

国民健康保険税軽減判定基準額が改正

世帯主とその世帯の被保険者の前年の所得の合計額が一定の基準以下の場合、国民健康保険税の均等割額と平等割額が軽減されます。基準額は世帯の被保険者数によって異なります。

基準額を引き上げ、軽減対象世帯を拡大

▶軽減対象世帯の所得基準額

軽減割合	世帯主と被保険者全員の総所得金額等
7割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円
5割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 31万円 × 被保険者数
2割	43万円 + (給与所得者等の数 - 1) × 10万円 + 57万円 × 被保険者数

資格情報のお知らせ(70～74歳の方) 資格確認書の有効期限はともに令和9年7月31日

ただし、次の方は有効期限が異なります。

- 令和9年7月1日までに70歳になる方
有効期限は誕生月の月末（1日生まれの方は前月末）です。誕生月（1日生まれの方は前月）に「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が届きます。
- 令和9年7月31日までに75歳になる方
有効期限は誕生日の前日です。誕生日から有効の後期高齢者医療の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」は誕生日までに届きます。

税額が変更

国民健康保険税は国保加入者の皆さんが安心して医療を受けるための大切な財源です。納税通知書は、7月中に届きます。

▶令和8年度税額表

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て支援金分
所得割額	7.25% (7.08%)	3.11% (3.02%)	2.74% (2.62%)	0.06%
均等割額	31,300円 (30,200円)	13,500円 (12,900円)	14,000円 (13,600円)	300円
18歳以上均等割額				20円
平等割額	20,200円 (19,800円)	8,700円 (8,300円)	7,000円 (6,700円)	200円
課税限度額	67万円 (66万円)	26万円	17万円	3万円

() は昨年度
所得割額 = 世帯の被保険者の総所得額に応じて算定
均等割額 = 被保険者1人当たりの税額
平等割額 = 1世帯当たりの税額

後期高齢者医療制度に加入する方へ

全員に資格情報のお知らせまたは資格確認書が届きます

年齢やマイナ保険証の登録状況に応じて、8月1日から使用できる新しい「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」が7月中に届きます。

▶問合せ 保険医療課（市役所内線1053）
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（☎078-326-2612）



詳しくはこちら

84歳以下でマイナ保険証をお持ちの方

「資格情報のお知らせ」が届きます。なお、マイナ保険証での受診が困難な方には「資格確認書」を交付しますので、保険医療課へ申請してください。医療機関を受診するときは、マイナ保険証を提示してください。

85歳以上の被保険者またはマイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書」が届きます。8月1日以降に医療機関を受診するときは、新しい資格確認書を提示してください。

資格情報のお知らせ 資格確認書の有効期限はともに令和9年7月31日



後期高齢者医療保険料額が変更

保険料は、令和7年の所得に応じて計算されます。保険料額決定通知は、7月中に届きます。

▶令和8年度保険料額

○医療分

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{均等割額} & \text{所得割額} & \text{①年間保険料} & \text{合計年間保険料 (①+②)} \\ \hline 58,427円 & (\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額} 43万円) \times \text{所得割率} 10.77\% & \text{上限} 85万円 & \text{上限} 87万1千円 \\ \hline \end{array}$$

○子ども・子育て支援金分

$$\begin{array}{|c|c|c|c|} \hline \text{均等割額} & \text{所得割額} & \text{②年間保険料} & \\ \hline 1,351円 & (\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額} 43万円) \times \text{所得割率} 0.24\% & \text{上限} 2万1千円 & \\ \hline \end{array}$$

▶被扶養者であった方の軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日まで、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合、共済組合などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割額はかかりません。また、加入日からの2年間、均等割額は5割軽減されます。該当する方は、保険医療課にお申し出ください。

▶保険料（均等割額）の軽減措置

軽減割合	世帯主と被保険者全員の総所得金額等
7.2割 ※子ども・子育て支援金分は7割	43万円 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)
5割	43万円 + 31万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)
2割	43万円 + 57万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)

65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲で、最大15万円を控除の上、軽減判定します。

子ども・子育て支援金制度

令和8年度から新たに「子ども・子育て支援金」が保険税（保険料）と合わせて徴収されます。

少子化が急速に進行する中、全ての世代や企業から支援金を拠出し、社会全体で子どもや子育て世帯を支える制度です。支援金は児童手当の拡充や妊娠・出産の支援、保育サービスの充実に充てられます。